



TEL 082-227-3331 FAX 082-227-3453 〒730-0005 広島市中区西白島町 17-18

労働保険事務組合 鯉城経営者協会

ホームページ <http://www.yoshidaroumu.com> E-mail [yr@yoshidaroumu.com](mailto:yr@yoshidaroumu.com)

平成27年5月1日から

## 「特定求職者雇用開発助成金」の支給要件が変わりました！

## 助成額の変更（中小企業事業主） 平成27年5月1日以降、対象者を雇入れる場合

リーマンショック後の雇用情勢の悪化によって、引き上げていた中小企業事業主に対する助成額を当初の額に戻します。また、障害者については、助成対象期間を延長します。

## ◆特定就職困難者雇用開発助成金

| 対象労働者    | 現行                            |            | 平成27年5月1日の雇入れから |            |           |
|----------|-------------------------------|------------|-----------------|------------|-----------|
|          | 支給総額                          | 助成対象期間     | 支給総額            | 助成対象期間     |           |
| 短時間労働者以外 | 高齢者（60歳以上65歳未満）、母子家庭の母等       | 90(50)万円   | 1年(1年)          | 60(50)万円   | 1年(1年)    |
|          | 身体・知的障害者                      | 135(50)万円  | 1年6か月(1年)       | 120(50)万円  | 2年(1年)    |
|          | 重度障害者等（重度障害者、45歳以上の障害者、精神障害者） | 240(100)万円 | 2年(1年6か月)       | 240(100)万円 | 3年(1年6か月) |
| 短時間労働者   | 高齢者（60歳以上65歳未満）、母子家庭の母等       | 60(30)万円   | 1年(1年)          | 40(30)万円   | 1年(1年)    |
|          | 障害者                           | 90(30)万円   | 1年6か月(1年)       | 80(30)万円   | 2年(1年)    |

## ◆高齢者雇用開発特別奨励金・被災者雇用開発助成金

| 対象労働者    | 現行       |        | 平成27年5月1日の雇入れから |        |
|----------|----------|--------|-----------------|--------|
|          | 支給総額     | 助成対象期間 | 支給総額            | 助成対象期間 |
| 短時間労働者以外 | 90(50)万円 | 1年(1年) | 60(50)万円        | 1年(1年) |
| 短時間労働者   | 60(30)万円 | 1年(1年) | 40(30)万円        | 1年(1年) |

※（ ）内は中小企業以外の事業主に対する支給総額・助成対象期間です。

※次の表のいずれかを満たす企業が「中小企業」に該当します。

| 産業分類        | 資本または出資額  | 常時雇用する労働者数 |
|-------------|-----------|------------|
| 小売業（飲食店を含む） | 5,000万円以下 | 50人以下      |
| サービス業       | 5,000万円以下 | 100人以下     |
| 卸売業         | 1億円以下     | 100人以下     |
| その他の業種      | 3億円以下     | 300人以下     |

※短時間労働者とは、1週間の所定労働時間が、20時間以上30時間未満の労働者を言います。

※高年齢者雇用開発特別奨励金とは、65歳以上の離職者を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、1年以上継続して雇用することが確実な労働者として雇入れる事業主に対しての助成金で、被災者雇用開発助成金とは、東日本大震災の被災地域における被災離職者等を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、1年以上雇用されることが見込まれる労働者として雇入れる事業主に対しての助成金です。

#### 助成対象外となる基準の追加 平成27年5月1日以降、対象者を雇入れる場合

従来から、ハローワークなどの紹介以前に、事業所と対象労働者との間で雇用の予約がある場合には助成対象外としていましたが、助成対象外の基準を追加します。

##### 〈新たに助成対象外となる基準〉

#### ①代表者などの3親等以内の親族の雇入れ

雇入れた対象労働者が事業所の代表者または取締役の3親等以内の親族（配偶者、3親等以内の血族と姻族）である場合には助成対象外になります。

#### ②雇入れ前の3ヶ月を超える実習などの実施

対象労働者を雇入れた事業所と同一事業所で、雇入れ日以前の3年間に、**通算して3ヶ月を超える職業訓練や実習などを行った場合には助成対象外**となります。

また、対象労働者を雇入れた事業所の関連会社で、雇入れ日以前の1年間に、通算して3ヶ月を超える職業訓練や実習などを行った場合にも助成対象外となります。

#### 支給額の算定方法 平成27年5月1日以降、初回申請する場合

##### 実労働時間に応じた支給額の算定

対象労働者の実労働時間が、雇用契約で定められた所定労働時間に満たない場合には、

◆支給対象期6か月間の平均実労働時間※1が最低基準※2以上の場合には、助成額満額を支給します。

◆支給対象期6か月間の平均実労働時間が最低基準に満たない場合は、月ごとの平均実労働時間により助成額を月ごとに算定して支給します。

※1 6か月間に実際に働いた時間を1週間で平均したもの。有給休暇は労働時間に含みません。

※2 対象労働者区分が「短時間労働者以外」の場合は24時間（30時間の8割）  
「短時間労働者」の場合は16時間（20時間の8割）

実労働時間が週平均24時間（短時間は16時間）未満となる月は、助成金額が減額又は不支給となります。

前号でお知らせしましたマイナンバー制度についての当事務所主催セミナーですが、9月28日を予定しておりましたが、8月26日とさせて頂き、次号にて詳細をご案内いたします。

##### 「マイナンバー制度について」（仮題）

日時 平成27年8月26日（水） 13時30分から16時30分

場所 KKR広島 広島市中区東白島町19-65

内容 「マイナンバー制度の留意点」「マイナンバー制度と社会保険・労働保険」「マイナンバー制度と税法」

※ 今号の詳細については、当事務所の担当者までお問い合わせください。